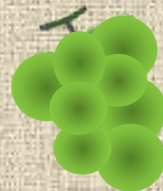


# 相談室通信

令和2年度 VOL.4



令和2年、改正社会福祉法により、  
包括的支援体制整備事業の1つとして、

・市町村による断らない相談支援体制  
事業が創設されます。

相談機関には、介護、障害、子ども、困窮など  
分野に関わらず、世帯全体を受け止め、たらい  
回しにせずワンストップで対応できる体制構築  
が求められます。

課題解決を目指す皆さんを

相談室がお手伝いいたします!!

## 8050世帯 緊急時に困らないために

今年の夏は暑かったですね。

これまで世帯を支えてきた高齢者の体調急変によ  
り、障害のある50歳代の方が取り残されてしま  
ったという事例がいくつも挙がってきました。

### 世帯まるごとアセスメントしていますか？

- ・訪問先で襖の向こうに見知らぬ家族を発見!!
- ・一人暮らしと聞いていたのに2階から気配が!!



## 寄せられたご相談

～こんな時どうする？相談室の対応は？～



総合病院 Ns

90歳代女性 要介護2 誤嚥性肺炎にて入  
院中。在宅看取りをしてくれる医師を紹介  
してほしい。家族が「最後は誤嚥覚悟で好  
きなものを食べさせたい」と言っている。

担当CMに状況確認。地域の診療所  
と連絡調整し、医師の承諾を得る。  
総合病院と診療所、担当CMの三者  
で退院に向けた調整をしていく。

相談室



包括

70歳代男性 独居。下痢、尿漏れ  
あり。記憶が曖昧な部分あり、認知  
能力の確認が必要。かなり不潔だが  
診てもらえる医師はいないか。

泌尿器科の医師にお願いすると、「な  
んなら訪問しようか？」と快く了承し  
てくださる。認知能力も確認、必要に  
応じて専門医を紹介していただく。



## 相談はこちらへ

医師会相談室では地域の医療・介護・福祉  
の支援者さんからの相談をお受けします  
お電話お待ちしております



一般社団法人静岡市清水医師会  
在宅医療介護相談室  
静岡市清水区渋川 2-12-1  
担当 安藤・市川

☎054-344-0550